



<道路災害復旧工事にかかる年度別の考え方>
 ・下水道等の埋設工事に係らない箇所では概ね令和6～8年度に工事を実施します。
 ・下水道等の埋設工事に係る箇所や被害路線沿線の方々との調整が必要な箇所は施工手順や工程の都合により、令和7年度下半期～令和8年度に工事を実施します。
 ※当該図面は国の災害認定を受けて工事を行う箇所を示しています。
 ※当該図面は現時点での計画であり、地元調整の内容や工事の進捗状況などに応じて変更することがあります。

- <凡例>**
- 着手済み
 - R8年度着手(上期)
 - R8年度着手(下期)
 - 工事完了

